

○沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則

昭和47年5月15日教育委員会規則第11号

改正

昭和48年5月4日教育委員会規則第11号

昭和59年3月31日教育委員会規則第7号

昭和59年10月30日教育委員会規則第14号

平成元年9月16日教育委員会規則第9号

平成6年3月31日教育委員会規則第2号

平成8年4月1日教育委員会規則第3号

平成9年2月7日教育委員会規則第1号

平成12年3月14日教育委員会規則第6号

平成12年3月28日教育委員会規則第7号

平成13年3月9日教育委員会規則第2号

平成14年9月3日教育委員会規則第13号

平成18年3月3日教育委員会規則第1号

平成18年10月27日教育委員会規則第14号

平成26年3月31日教育委員会規則第4号

平成28年10月25日教育委員会規則第12号

平成29年3月17日教育委員会規則第1号

令和2年3月31日教育委員会規則第5号

令和2年6月30日教育委員会規則第8号

令和3年3月26日教育委員会規則第2号

令和3年6月29日教育委員会規則第6号

沖縄県立高等学校授業料徴収条例施行規則をここに公布する。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予その他の必要な事項を定めるとともに、沖縄県立中学校の証明手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除又は減額の対象)

第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産等の家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者
 - (2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者
 - (3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に定める者に該当しない者
 - (4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者
 - (5) 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。
 - イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目的単位数及び履修を開始した科目的単位数並びに算定月に履修を開始する科目的単位数の合計が74を超えること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者
- 2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者
 - (2) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

(就学支援金等の代理受領)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があったものとみなす。

(1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) 高等学校を退学した後に再び高等学校に入学する場合において、国及び県が行う支援の対象となった者

(3) 高等学校（専攻科に限る。）に在学する生徒であって、その修学について国及び県が行う支援の対象となった者

(徴収の猶予の対象)

第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者の子弟

(2) 就学支援金等を申請した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に徴収の猶予の必要があると認める者

(免除又は減額する額)

第5条 授業料等を免除し、又は減額する額は、条例第2条の規定により納付すべき授業料等の全額又は半額とする。

(免除の申請手続)

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を、同項第3号から第5号までに該当する者は第2号の書類の提出を要しない。

(1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。）

(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書

類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（1） 授業料等減免承認申請書（第2号様式）

（2） 授業料等減免調書（第3号様式）

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

（既卒者の免除又は減額の申請手続）

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は、第1号の書類の提出を要しない。

（1） 課税証明書等

（2） 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

（1） 授業料等減免承認申請書（第2号様式）

（2） 授業料等減免調書（第3号様式）

3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

（免除又は減額の承認及び通知決定）

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料等減免承認通知書（第4号様式）により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第2条第2項第2号に該当する場合は、校長は授業料等の免除の決定をすることができる。

4 校長は、前項の規定により授業料等の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書（第5号様式）により通知するとともに、授業料等免除決定報告書（第6号様式）により教育委員会に報告するものとする。

(授業料等の還付)

第9条 条例第7条ただし書に規定する授業料等の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 誤納が判明したとき。
- (2) 授業料等を減免された生徒が当該授業料等を既に納入しているとき。
- (3) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

(徴収の猶予)

第10条 授業料等の徴収の猶予は、校長が許可する。

- 2 授業料等の徴収の猶予を受けようとする者（第4条第2号に掲げる者を除く。）は、授業料等徴収猶予願（第7号様式）を校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、前項の規定による書類を受理したときは、その理由が第4条第1号又は第3号に該当するかどうか調査検討した上、許可するものとする。
- 4 校長は、第1項の規定により許可した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等徴収猶予決定通知書（第8号様式）により通知すると同時に、授業料等徴収猶予報告書（第9号様式）により教育委員会に報告するものとする。
- 5 第4条第2号に掲げる者においては、第2項から前項までの規定にかかわらず、授業料の徴収の猶予を許可したものとする。

(免除、減額又は徴収の猶予の期間)

第11条 授業料等の免除又は減額の期間は、当該年度限りとする。ただし、留学による場合は、この限りでない。

- 2 授業料等の徴収の猶予は3月を越えないものとする。
- 3 第4条第2号に掲げる者においては、前項の規定にかかわらず、就学支援金等の認定のあった月の翌月まで猶予する。

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなったときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書（第10号様式）により教育委員会に報告するものとする。

(沖縄県立高等学校の入学考查料の減免)

第13条 沖縄県立高等学校の入学考查料（以下「入学考查料」という。）の免除又は減額を受ける

ことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 推薦入学又は連携型中高一貫教育に係る入学の方法により志願し、選抜の結果不合格となった者で、当該選抜が行われた年度と同一の年度内に入学者選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）により入学を志願するもの

(2) 学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に志願する者（学力検査を受験しなかった者を除く。）

2 入学考查料の免除又は減額は、前項第1号に該当する者については、その全額を免除するものとし、同項第2号に該当する者については、その半額を減額するものとする。

3 入学考查料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者にあっては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学考查料減免申請書（第11号様式）に入学考查料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学考查料の減額を受けようとする者にあっては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学考查料減免申請書（第11号様式）を添えて、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

4 入学考查料の免除又は減額の決定は、入学考查料減免申請書を受理した校長が行う。

（受講料等）

第14条 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から1年とする。

2 沖縄県立高等学校の通信制の課程の生徒が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「省令」という。）第12条第3項の規定により沖縄県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する場合は、その履修を当該通信教育による履修とみなして、聴講料を徴収する。

3 沖縄県立高等学校の定時制の課程の生徒が省令第12条第3項の規定により通信制の課程において一部の科目を履修する場合は、その受講料は徴収しない。

（証明手数料）

第15条 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料は、校長が次の各号のいずれかに該当する証明書を、在学する生徒以外の者に発行するときに、その都度徴収する。ただし、沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校の卒業者が卒業した月の末日までに卒業した当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。

- (1) 卒業又は修了に関する証明書
- (2) 学校成績証明書（大学等の入学に要する調査書を含む。）
- (3) 単位修得証明書

(4) 人物又は身上に関する証明書

2 校長は、国（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体の機関から前項の証明書の発行を求められた場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は証明手数料を免除することができる。

（委任）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年5月4日教育委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月31日教育委員会規則第7号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月30日教育委員会規則第14号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成元年9月16日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月7日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月14日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教育委員会規則第7号抄）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月9日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月3日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年10月27日教育委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月25日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日教育委員会規則第6号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。